

ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区

地域活性化方針

〔平成25年2月15日内閣総理大臣決定〕
〔平成31年4月1日一部変更〕

1. 地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

(1) 総合特区により実現を図る目標

新東名高速道路等の高規格幹線道路を最大限活用し、内陸部に災害に強く魅力ある先進地域を築くとともに、都市部を防災・減災に対応した地域に再生し、両地域間の連携と相互補完による均衡ある発展を促す“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組（旧称「内陸のフロンティアを拓く取組」）を県・市町が連携・協力して推進し、南海トラフの巨大地震等の有事に備えた地域づくりモデルの形成を目指す。

(2) 国と地方で共有する包括・戦略的な政策課題

① 防災・減災機能の充実・強化

新東名高速道路や東駿河湾環状道路などの交通インフラを活用した防災機能の充実・強化を図るとともに、地震や津波に強い社会基盤の整備などの減災対策の推進による、災害や事故等のリスクに強い分散自立型の地域づくりが必要である。

② 地域資源を活用した新しい産業の創出・集積（有事に強い産業基盤の構築）

有事に強い産業基盤を構築するため、新東名高速道路の開通等による交通利便性の向上を契機とし、農林産物等の地域資源の有効活用による6次産業化や県産品のブランド化を進め、「食と農」のビジネス拠点を創出するとともに、環境産業等の成長分野や物流関連産業等の企業誘致を推進し、新しい産業の創出と集積が必要である。

③ 新しいライフスタイルの実現の場の創出（有事に強い生活環境の確保）

有事に強い生活環境を確保するため、水と緑が溢れる豊かな自然環境の保全と復元を図りながら、生活と自然の調和する快適な暮らし空間や地域の魅力を活かした他地域との交流、地域固有の再生可能エネルギーを活用するシステムを備えた循環型社会や低炭素型社会の形成に対応した新しいライフスタイルを実現する場を創出することが必要である。

④ 暮らしを支える基盤の整備（有事に強い広域ネットワークの構築）

有事に強い広域ネットワークを構築するため、東海地震や南海トラフの巨大地震を見据え、新東名高速道路の開通に伴い東名高速道路と形成されたダブルネットワ

ークや港湾、空港の陸・海・空の交通ネットワーク資源を最大限活用し、代替性・多重性を確保した物流ネットワークを構築するなど暮らしを支える基盤整備を推進することが必要である。

2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

(1) 解決策

南海トラフの巨大地震等の有事に備え、災害に強く魅力ある地域づくりを進める観点から、以下の取組を行う。

- i) IC周辺地域等に流通業務施設や工場・研究施設などの集積を図るとともに、災害発生時の協力体制を構築するための仕組みの構築を図る。
- ii) 農業の6次産業化の推進とともに、IC周辺地区等に食関連産業や流通業務施設を集積するための環境整備を図る。合わせて、津波浸水想定区域から内陸部等へ移転した事業所跡地を農地として再生利用できるように農地の造成のための仕組みの環境整備を図る。
- iii) 木質バイオマス発電所の整備や太陽光発電パネルの設置等を進めるための環境整備を図る。また、津波浸水想定区域から内陸部へ移転した事業所跡地において、太陽光発電パネルの設置を促進するための整備の構築を図る。
- iv) IC周辺地域を複合型都市拠点形成ゾーンと位置づけ、住・農・商・工等の機能が複合的に備わった地域を創出するため、市民農園の建設や、観光拠点施設の整備と合わせ、地域資源の活用によるエネルギーの有効利用を推進するための環境整備を図る。
- v) 広域物流拠点の創出、有事における代替機能の確保・強化等のため、陸・海・空の交通ネットワークを活用し、物流産業集積拠点を結ぶ物流ネットワークの充実を図る。

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議会における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3. その他必要な事項

特になし